

I 總 說

第1 産業・雇用就業動向

1 令和4年の都内経済

令和4年の我が国の実質GDP成長率は、前年比1.0%のプラス成長となった。貿易では、輸出額・輸入額とともに2年連続の増加となり、輸出が自動車、鉱物性燃料等の増加により前年比18.2%増、輸入は原粗油、石炭等の増加により39.2%増となった。その結果、差し引きでは大幅な赤字となった。また、訪日外国人旅行者数は、観光目的の入国受入れ再開や段階的な水際措置の緩和がなされ、回復傾向が見られた。

都内経済を見ると、百貨店販売額前年比が全店ベースで前年の6.8%増から18.0%増となり、スーパー販売額は前年の1.2%減から0.3%増となった。消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)は、前年と比べ2.2%上昇した。工業生産活動の動向を示す生産指数の前年比は3.0%増となり、2年連続のプラスとなった。中小企業の景況感(業況DI)は、令和2年4月の▲72を底に徐々に改善し、令和4年12月には▲32となった。エネルギー面では、厳しい電力需給の状況を踏まえ、東京電力管内に電力需給ひっ迫警報及び注意報が発令された。

都内の雇用情勢を見ると、完全失業率は2.6%と前年と比べ0.4ポイント低下した。また、有効求人倍率は1.49倍と前年と比べ0.30ポイント上昇した。

2 令和5年上半期の都内経済

令和5年1～3月期の実質GDP成長率(2次速報値)は、年率換算で季節調整済前期比2.7%増となり、2四半期連続のプラスとなった。内閣府による7月の月例経済報告では「景気は、緩やかに回復している。」との判断を示しつつも、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。貿易では、上半期の輸出が前年同期比で3.1%増加し、輸入は速報値で0.7%増加した。訪日外国人旅行者数は、1～6月の累計(推計値)で1千万人を超え、感染拡大前の令和元年同期の64.4%まで回復した。

都内経済を見ると、百貨店販売額及びスーパー販売額は、前年同月比でプラスが続いている。6月の消費者物価指数は前年同月比3.2%の上昇となり、22か月連続のプラスとなっている。生産指数(季節調整済指数)は、令和5年第1四半期には前期比5.2%の下降となった。中小企業の景況感(業況DI)は、4月に▲20、5月に▲18、6月には▲23となっている。エネルギー面では、夏季の電力需給見通しが厳しい状況にあるとしている。

雇用面では、都内の完全失業率が1～3月期平均で2.6%となった。また、有効求人倍率(季節調整値)は1.7倍台が続いており、6月は1.78倍となっている。

第2 令和5年度の施策の概要

我が国の経済は、景気が緩やかに回復している一方で、長引くエネルギーや原材料価格の上昇に伴う物価高騰の影響、厳しい電力需給の状況などの様々な課題や、海外景気の下振れに伴う景気の下押しリスクなどに直面している。

こうした中、これまで産業労働局では、中小企業の経営の下支えや経済活動の活性化の後押し、旅行者の誘致や観光資源の開発など観光産業の振興、農林水産業の生産基盤の整備、従業員が働きやすい職場環境の整備や女性・高齢者等の活躍に向けた就業促進などの取組を進めてきた。また、ゼロエミッション東京の実現に向けて、省エネルギーとZEVの普及促進、水素の利活用などの取組も展開してきた。

今後は、デジタル化の急速な進展、GXの広がりに伴う産業構造の転換などの潮流を的確に捉えた、産業の活性化や東京の更なる成長に繋げる政策を展開するとともに、社会・経済を取り巻く環境やコロナ禍を経た人々のくらし方の変化を踏まえ、気候変動やエネルギー施策、スタートアップの成長への支援、女性の活躍の後押しをはじめとした人への投資の強化など、幅広い観点から取組を推進していくことが重要である。

そこで、令和5年度の事業においては、以下の施策を重点的に推進していく。

- 中小企業対策としては、ウクライナ情勢を契機とした原油・原材料価格の高騰等の影響を受ける中小企業に対し、事業継続への下支えを行う。また、デジタル化の急速な進展、グリーントランسفォーメーションの広がりに伴う産業構造の転換などを的確に捉え、産業の活性化や新たな成長に繋げていくため、デジタル化による生産性の向上や販路開拓のサポート、スタートアップへの多様な支援、さらにはグリーントランسفォーメーションに資するイノベーションの創出などを推進していく。
- 加えて、様々な社会情勢等を発端として、事業活動に影響を受けている中小企業者等を支援するため、中小企業の実情やニーズを踏まえた融資を行う。また、金融面からも脱炭素化を推進するため、プライベートエクイティファンドへの出資を通じて、中小企業による脱炭素化に向けたスコープ3対応の取組を支援する。
- 産業・エネルギー対策としては、電力需給ひっ迫といった直近のエネルギー危機に対応するとともに、差し迫る気候危機を念頭に、脱炭素とエネルギーの安定確保の取組を両面から進めることが必要である。そのため、電力を「⑪減らす、⑪創る、⑪蓄める」HTTの取組等を進めるとともに、エネルギー対策の実効性を高めるため、産業政策と環境政策の視点を併せ持った施策を展開していく。

「ゼロエミッション東京」の実現に向け、使用するエネルギーを可能な限り最小化するとともに、エネルギー自体を脱炭素化することが必要である。そこで、事業所の省エネルギー対策・エネルギーマネジメントや再生可能エネルギー設備の導入、ZEVの普及を促進するとともに、水素社会の実現に向けた水素需要の創出や供給拡大、新エネルギーの推進に係る技術開発の促進などを実施していく。

また、大企業を含む多様な主体と連携し、中小事業者の支援に繋がる新たな事業領域・分野を創

出することにより、エネルギー・G X分野のみならず、成長産業への支援や企業間人材交流の後押しなどの多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

- 観光産業対策としては、観光産業が着実に回復し、持続的に成長していくよう、観光関連事業者の事業活動の活性化に向けた取組を強力に後押しする。

また、DXや高付加価値化などを通じて観光産業の生産性・収益力を高めるとともに、地域や環境に配慮した持続可能な観光を推進する。

さらに、インバウンド需要の回復やMICE誘致に向け、戦略的なプロモーション等を実施し、東京の国際的なプレゼンスの向上を図る。加えて、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化支援等を引き続き行い、誰もが安心して観光できる環境の更なる充実を図る。

- 農林水産対策としては、ウクライナ情勢や円安の進行に伴う原油・原材料価格の高騰等の影響を受ける農林水産業者への支援を行う。また、都市や山村、島しょなど各地域の実情に応じ、デジタル技術の活用など効率的で生産性の高い農林水産業の展開を図る。さらに、生産緑地を保全するため、区市による買取・活用や貸借促進への支援を行うとともに、新たな担い手の確保・育成対策を強化する。加えて、持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化に向け、林業の更なる振興や、多摩産材の一層の利用拡大と情報発信力の強化に取り組む。あわせて、持続可能な水産業の実現に向け、資源管理型漁業の推進や、水産加工品の開発、海外も含めた販路拡大等の支援に取り組む。
- 雇用就業対策としては、デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーション等、産業構造の変化に対応した人材シフトやスキルアップに向け、従業員のリスキリング等を支援するとともに、求職者の再就職支援の強化等を通じて中小企業における人材の確保と育成を後押しする。また、従業員の働きがいの向上やテレワークの普及推進、育業の後押しなど、企業が取り組む職場環境の整備を促進していく。さらに、多様な人材が輝く「ダイバーシティ」の実現に向け、企業の女性活躍推進への取組の支援や、働く意欲のある高齢者の就業の促進、障害者や就労に困難を抱える方の採用等に取り組む企業への支援の充実により、誰もが活躍できる環境を整備する。
- 東京のみならず日本全体の経済活性化を実現するため、東京と日本各地が双方の強みを活かして連携し、双方に高い効果が見込まれる産業振興施策を「ALL JAPAN & TOKYOプロジェクト」として、着実に推進する。

1 産業・雇用就業政策の企画立案

東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、重点的に取り組むべき政策の企画立案を行う。また、日本各地と連携した産業振興施策を推進するとともに、統計分析による施策立案支援や、調査研究による政策課題ニーズの掘り起こしを図っていく。

2 中小企業対策

(1) 経営支援

都内経済の活性化のためには、中小企業の安定的成長と発展が不可欠であり、付加価値額の向上や、地域・グループによる活性化につながる新事業開発への意欲的な取組などを積極的に支援し、中小企業経営の改善強化を図る。

主な支援策としては、①中小企業等の経営革新を促進するため、法に適合する新たな事業活動計画の承認、その計画に対する低利融資等の支援（経営革新支援）、②環境変化への対応や経営力強化のための支援（経営安定支援）、③国内・海外への販路開拓支援、④異業種交流会、产学公連携事業のグループ形成など組織化への支援（ネットワークづくり支援）がある。

(2) 技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギー、環境への対応など経営環境の変化は大きく、こうした変化をビジネスチャンスと捉えて、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

このため、都では、基礎技術から応用研究、企画・アイデアから製品開発までの中小企業の製品・技術の開発に対し、①開発基盤技術強化のための助成、②地域の強みを活かした交流、連携基盤の確立、③知的財産活用の実現を図る施策、④製品の差別化・高付加価値化を実現するためのデザイン活用策、⑤事業化に向けたサポート等の各種支援を行う。

(3) 創業支援

東京では、高い地価等の立地条件や後継者難が相まって、企業数が減少傾向にあり、新たな都市型産業の創出及び起業を促進することが重要な課題となっている。

このため、都では、意欲にあふれ、優れた発想や技術を持つ人々の起業や、その後の経営の安定・発展を支援することで、活発な創業の促進を目指す。

具体的には、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、①創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う創業支援拠点の運営、②創業の場の提供と入居企業に対する経営支援の実施、③創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金調達や技術開発・販路開拓に要する資金の助成等、④交流の場の提供や専門家の継続的な助言等の支援を行う。

(4) 地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。そこでは、域内の中小企業が地域内で蓄積された技術、情報、人材等を基に、企業間ネットワークを形成するなど、集積のメリットを活かした生産活動を行ってきた。しかし、近年、工場等の跡地へマンションが建設されるなど操業環境が悪化し、都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もある。

そこで都は、重要な産業集積を守るために、区市町村と連携し、競争力のある企業を呼び込むための立地支援や操業環境の整備等、産業基盤強化に向けた取組を推進するほか、コロナ禍など社会環境変化に柔軟に対応していくための取組支援などにより、地域産業の活性化を図る。

また、デジタル技術の導入により、中小企業の生産性向上・競争力強化等に取り組む区市町村への支援や、都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターの運営、東京の各地域の持つ強みや特色である地域資源を活用する取組等の支援により、地域経済の活性化を図っていく。

(5) 地域商業の活性化

都内には約 2,400 の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、また、

地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街を取り巻く現状は、大型店舗の進出や商店主の高齢化などの課題のほか、昨今のコロナ禍による来街者の減少や消費者の買い物スタイルの変化など厳しい状況にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、地域コミュニティの核として、賑わいを維持している商店街も数多く存在している。

商店街の活性化支援は、元気な商店街を増やしていくために、区市町村や商店街と緊密な連携をとりながら展開していくことが重要であり、都は、区市町村や商店街の多種多様な取組を積極的に支援している。

(6) 総合的支援

中小企業や起業家等への個別の支援策を結びつけ、より効果的かつ効率的なサービスを提供するため、(公財)東京都中小企業振興公社を核として、都の関係機関や各支援機関が連携して、中小企業に対し、支援を行うほか、戦略的産業分野のプロジェクト等に対して支援を行う。

(7) 試験研究機関

平成18年4月に、柔軟かつスピーディな民間的経営手法により効率的・効果的な技術支援を実現させるため、東京都立産業技術研究所を地方独立行政法人に移行し、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」とした。

この(地独)東京都立産業技術研究センターにおいて、中小企業の製品開発支援・技術支援・研究開発・技術経営支援・産業交流・産業人材育成・情報発信等を行い、産業技術の向上とその成果の普及を促進し、都内中小企業の振興を図る。

なお、平成23年10月に江東区青海に新本部を開設、平成27年4月にバンコク支所を開設、令和3年4月に東京都立食品技術センターを統合するなど、支援体制のさらなる充実を図っている。

また、東京都立皮革技術センターにおいても、試験研究・技術支援等を行い、東京都における伝統地場産業である、皮革関連産業にかかる中小企業の振興を図る。

(8) 金融支援

中小企業の多様な資金ニーズに応えるため、重層的に金融支援を展開する。

中小企業制度融資では、中小企業が直面する重要課題に対応するため、社会経済情勢の変化に伴う様々な経営悪化要因に対応した融資を実施するとともに、H T TやS D G s・D Xの推進やテレワーク・育業・賃上げ等の取組を支援する融資メニューを創設するほか、新しい時代を切り拓くための「創業融資」を拡充するなど、中小企業の経営の安定化や積極的な事業展開を支援する。

これに加え、中小企業の資金調達手法の多様化を図る観点から、地域の金融機関と連携した都独自の融資制度(東京プラスサポート)を実施するほか、動産・売掛債権等の活用やクラウドファンディングによる資金調達などを支援する。

また、中小企業が抱える経営課題に対応した支援として、女性・若者・シニアに対する創業サポートや、ファンドへの出資を通じた脱炭素化への支援などを実施する。

さらに、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ等と締結している「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づき、金融機関との連携の推進等を行う。

3 産業・エネルギー対策

(1) 産業・エネルギー政策の企画・調整等

東京の産業活動の基盤であるエネルギーの安定供給への不安が顕在化しており、都は、当面の電力需給ひっ迫といったエネルギー危機を乗り越えるとともに、その先の「脱炭素社会」の実現を目指し、電力を「⑩減らす、⑦創る、⑨蓄める」H T Tの取組等を実施するとともに、中小事業者のGXに向けた取組を推進する。

また、大企業の知見・リソース等を活用し、中小事業者の支援に繋がる新たな事業領域・分野を創出することにより、成長産業分野やエネルギー分野などの多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

(2) 省エネルギーの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までにエネルギー消費量を50%削減(2000年比)することなどを目指している。

都内に約63万ある中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口の設置や省エネ診断の実施など省エネルギーに関する支援を総合的に展開する。また、省エネ設備の導入及び運用改善の実践を補助することで、中小企業等の更なる省エネルギー化を推進する。

(3) 再生可能エネルギーの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までに再生可能エネルギーによる電力の利用割合を50%程度まで高めることを目指している。

事業者向けの導入支援として、都内及び東京電力管内への地産地消型の再生可能エネルギー発電設備等の設置を補助し、導入を促進するとともに、都外の再生可能エネルギー発電設備の新規導入に資する利用手法や都有施設の再エネ電力100%化に向けた島しょ地域の事業者等への太陽光発電設備等の設置に対して補助することで、都内の再生可能エネルギー利用拡大を推進する。また、地中熱の普及啓発等に取り組み、未利用エネルギーの利用促進を図る。

島しょ地域においては、各島の特性に応じた再生可能エネルギーを最大限活用することで、エネルギー自給率及び防災力の向上を目指すとともに、ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組を推進する。

(4) エネルギーマネジメントの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、エネルギー マネジメントによるエネルギーの需給最適化に向けた取組を行っている。

再生可能エネルギーを有効に活用することにも資するコーポレート・ソーシャル・レスポンス(CSR)システム及び熱電融通インフラの導入支援により、スマートエネルギー ネットワークの構築を推進する。また、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献する系統用大規模蓄電池の導入支援を行う。さらに、小売電気事業者等が行う節電マネジメント(デマンドレスポンス)の取組を支援し、需要家(企業)における電気の需要の最適化を促進する。

(5) 水素・新エネルギーの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、水素エネルギーの普及拡大に取り組んでい

る。脱炭素社会を支えるエネルギーの柱として期待される再生可能エネルギー由来水素（グリーン水素）の活用や、水素を活用した業務・産業用燃料電池の利用を補助する等の取組により、水素エネルギーの普及を促進する。

水素エネルギーの利用拡大に向けては、企業・団体との意見交換等による情報共有を進め、イベントや普及啓発等においても連携を図るとともに、都民の理解も重要であることから、水素エネルギーに関する普及啓発イベントの実施やホームページによる情報発信等を行う。

また、都内におけるグリーン水素の製造・利用に向けた取組を進めるとともに、グリーン水素の環境価値を評価する制度の構築、パイプラインを含めた水素供給体制の構築などの事業を実施する。

さらに、新エネルギーの開発・普及を促進するための支援を行う。

(6) ZEVの普及促進

都は「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、都内新車販売において2030年までに乗用車を、2035年までに二輪車を100%非ガソリン化する目標を掲げている。この目標の達成に向けて、ZEVの導入を促進する取組を進めるとともに、充電設備等の設置を支援することで充電インフラの整備を促進する。

また、水素ステーションの整備促進を図るために、整備費と運営費への補助を実施するとともに、空白地の解消に向けた都有地活用、既存ガソリンスタンド等の「マルチエネルギーステーション化」への支援、水素利用量の拡大にも資する商用燃料電池車両の早期実装化等を進める。

4 観光産業対策

(1) 外国人旅行者誘致の新たな展開

東京に国内外から旅行者を誘致するため、伝統と革新が共存する東京の多様な魅力を発信するほか、東京の観光公式ウェブサイト「GO TOKYO」などを通じて都内の観光情報を多言語で発信する。また、近隣県をはじめ、全国の自治体等と連携し、観光ルートの多様化や観光の魅力発信に取り組む。

(2) MICE[※]誘致の推進

東京へのMICE誘致に向けて、開催都市としての東京の魅力を効果的に発信するとともに、主催者に対して誘致活動や開催時の会場確保に要する経費等を支援する。また、美術館や庭園などをMICE開催時に使用するユニークベニューの活用を推進する。

※ M : Meeting (企業系会議)、I : Incentive (企業の報奨・研修旅行)、C : Convention (国際会議)、E : Exhibition/Event (展示会・イベント等) の頭文字を取った総称

(3) 魅力を高める観光資源の開発

地域のアイデアを生かした特産品や旅行商品の開発、地域ならではの多様な魅力を生かした観光まちづくりに対する支援など、旅行者を惹きつける観光資源開発を促進し、東京の魅力向上を図る。多摩・島しょ地域では、魅力ある森林資源や自然公園を活用するなど自然との調和に配慮した観光振興を進めるとともに、地域の魅力をウェブサイト等で効果的に発信する。

また、地域の観光振興に対する機運を高めるため、観光分野の専門家の派遣や、先進的な取

組事例の周知・浸透を行う。

(4) 受入環境の充実

東京を訪れる外国人旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、観光案内所の整備・運営、Wi-Fiやデジタルサイネージ等の情報通信技術の積極的な活用などにより、旅行者への円滑な情報提供に取り組む。

また、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化など、旅行者を迎える快適な滞在環境の整備を推進する。さらに、観光関連事業者のDX促進や収益力向上に向けた支援などにより、経営基盤の強化を図る。

(5) 人材の育成・活用

観光関連産業の経営層・マネジメント層や、観光ボランティアなど、東京の観光を支える人材を育成・活用していく。

(6) 推進体制の構築

都の観光産業振興施策の充実を図るため、東京都観光事業審議会等を運営する。また、(公財)東京観光財団と緊密に連携し、観光施策を推進する。

さらに、旅行業法に基づく登録制度を運用することで、旅行業者の業務の適正な運営を確保し、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図るとともに、通訳案内士法に基づく登録制度の運用を通じ、外国人旅行者に対する接遇の向上を図る。

5 農林水産対策

(1) 農業の振興

「東京農業振興プラン」に基づき、都民生活に貢献する持続可能な東京農業の実現に向け、「担い手の育成」「稼ぐ農業経営の展開」「農地の保全・活用」「持続可能な農業生産と地産地消の推進」「地域の特色を活かした農業の推進」の5つの視点を持って農業施策を展開していく。

担い手の確保・育成については、経営力の向上に意欲的に取り組む認定農業者等をソフト・ハード両面から支援するとともに、都内への就農希望者及び都内の農業者すべてを対象とした総合的な育成プログラムである「東京農業アカデミー」により、就農検討・準備期から経営発展期に至るまで各ステージに応じた研修等を実施する。また、女性農業者や多様な担い手が活躍できる環境整備を進めるとともに、法人の農業参入や雇用就農を促進するため、相談窓口の設置や施設整備等を支援する。

稼ぐ農業を展開するため、生産性の向上や省力化に向けて、先進技術の活用による東京型スマート農業の研究開発・普及を進めるほか、農産物の高付加価値化を図るため、消費地に近い特性等を活かしたブランド化を進める。また、生産現場への高度な技術や知識を農業者に普及するため、普及指導体制を強化する。

農地の保全・活用については、生産緑地の保全や農地流動化を促進するため、区市による生産緑地の買取活用を支援するほか、安定的な農業経営を確立するための長期賃借につながる支援を行う。また、農地の再生や創出の取組、市民農園、防災施設等の整備を行うとともに、農地の高度利用を図るため、農道・灌漑施設などの農業基盤施設の整備を進める。

持続可能な農業生産と地産地消の推進については、都民が安全で安心な食生活を送ることが

できるよう、安全安心な農産物の生産振興や農作物の獣害対策、都内での流通促進・販売ルートの拡大、P R・販促活動等の支援を行い、地産地消推進とともに、東京産食材のイメージ向上などに向け、東京産食材の魅力を発信する施策を展開する。

さらに、環境保全型農業の普及により、環境と調和した農業を推進するとともに、G A P（農業生産工程管理）の取組を支援することで、持続可能な東京農業の実現を目指す。

地域の特色を活かした農業の推進については、都市地域、都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など自然条件・社会条件が異なる環境の特性を活かし、施設整備の導入支援や、多面的機能を発揮できる活動の推進のほか、農地の利用促進やD Xによる生産の効率化・省力化、新規就農者の確保・育成を進める。

(公財) 東京都農林水産振興財団と連携し、品種改良や栽培技術の改善などに関する調査や試験研究を行うとともに、農業指導や技術支援、都民に対する情報提供を行う。

(2) 林業の振興

「東京フォレストビジョン」の実現に向け、「森づくり推進プラン」に基づき、伐採・利用・植栽・保育という、持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化につながる施策を展開し、未来の森づくりに取り組んでいく。

森林整備においては、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取り扱いを推進することが必要であることから、整備の指針を地域森林計画として定める。また、木材生産に適した人工林を中心に、スギ・ヒノキの伐採・搬出と、花粉の少ないスギ等の植栽・保育を促進するとともに、シカによる林業被害対策、山地災害へ対応するための治山事業等を推進する。さらに、森林環境譲与税が、多摩地域の森林整備に結びつくよう、区市町村に対し情報提供や都市部と山間部の自治体連携に対する支援を行う。

林業振興においては、経営の生産性と収益性の向上に向けて、林道の開設・改良等の基盤整備や施業の集約化を図るとともに、施業の効率化に向けたデジタル化等の取組や、国内外の先進技術を取り入れた林業機械の活用などを推進する。また、林業の担い手を確保し、技術を着実に継承するため、新規就労者から中堅技術者までレベルに応じた研修の実施に加え、「東京トレーニングフォレスト」等を通じて、伐採・搬出などの高度な技術の習得を促進する。

多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大においては、公共施設での率先的な利用と民間施設での利用促進を図るとともに、木育活動を通じて、木材の良さや利用の意義について幅広い世代の理解を深めていく。また、全国各地と連携して商談型展示イベントを開催するとともに、都市部のP R拠点において、多摩産材と国産木材の魅力を発信する。

(公財) 東京都農林水産振興財団と連携し、花粉の少ない森づくり運動や森林ボランティア等を通じて、都民や企業等との協働を推進するとともに、多摩産材の利用拡大に向けた情報発信や支援を行う。また、森林・林業に関する調査や試験研究、森林所有者等に対する技術支援のほか、都民に対する情報提供等を行う。

(3) 水産業の振興

「水産業振興プラン」に基づき、「資源の持続性に配慮した漁業の推進」、「水産業の成長産業化に向けた取組の推進」、「多様なセクターとの連携による多面的機能の発揮」、「コロナ禍による市場変化への対応」という4つの視点で施策を着実に実施し、東京における持続可能な水産業を

実現する。

資源の持続性に配慮した漁業の推進においては、水産資源の維持・増大につなげるため、資源管理型漁業の推進に必要な科学的データを収集する調査・研究を推進するとともに、漁業者に対する指導を実施する。また、法令違反に対する漁業取締や、生息環境を改善するための漁場整備を実施する。さらに、資源を人為的に増加させるために、栽培漁業センターにおいて放流用稚貝を生産し配付するとともに、藻場の再生や新しい魚種の生産の検討等、栽培漁業の機能強化を行う。内水面では、江戸前アユの資源安定化対策として、産卵量や流下仔魚の増大を目的とした技術開発を実施する。

水産業の成長産業化においては、島しょ地区の漁家経営の安定のために、効率的な漁場探索につながる海況情報を提供するとともに、将来的な海況予測を可能とする海洋シミュレーションシステムの運用及びカスタマイズを行う。また、漁船用燃油運搬船の運賃や各種共同利用施設の整備に必要となる経費について補助するほか、内水面においては、マス釣場・養殖施設の整備支援等を行う。さらに、漁業就業者対策として、担い手の確保・育成に必要となる経費についての補助に加え、漁業就業希望者の募集から定着、中核的漁業者となるまでのトータルサポートを実施する東京漁業就業支援センター（東京フィッシャーズナビ）を運営する。加えて、東京産水産物の競争力を向上させるために、東京産水産物のPR事業や海外販路開拓を推進する。

多様なセクターとの連携による多面的機能の発揮においては、東京産水産物に対する理解・醸成等を目的とした食育活動を教育現場等で展開する。

コロナ禍による市場変化への対応としては、冷凍商品等、競争力のある商品開発や、小売業者等のマッチングなど販路拡大のための取組を支援していく。

6 雇用就業対策

(1) 地域における雇用・就業の促進

都民の雇用・就業に対する支援を行うため、雇用就業に関するワンストップサービス機関として設置している「東京都しごとセンター」及び「東京都しごとセンター多摩」において、若年者から高齢者まですべての年齢層の求職者を対象に、個々の状況に応じた就業相談からキャリアカウンセリング、セミナー、マッチングまでのきめ細かい就業支援を実施する。

若者の就業支援では、既卒の若者を対象とした就職準備度に応じた支援プログラムの実施により、若者の正社員就職を目指す。

また、非正規雇用の期間が長く正規雇用での就職が困難な30代から50代のいわゆる就職氷河期世代のための支援として、個人の職務経験等に応じたきめ細かいプログラムを実施する。

高齢者の就業支援に向けては、高齢者が企業で派遣社員として働くプログラムなど企業において高齢者活用が促進されるような施策を総合的に展開する。また、シルバー人材センターにおいて、企画提案型営業による就業機会の確保や労働者派遣事業の推進など会員拡大及び就業機会拡大に向けた取組を一層進める。

女性の就業支援では、「女性しごと応援テラス」における就業相談等の実施や女性再就職支援事業の展開とともに、国と連携して、女性の就業拡大に向けた普及啓発及び多摩地域での就業支援を実施する。

障害者等の就業支援では、障害者や難病・がん患者の安定的な雇用と待遇改善を推進するため、奨励金・助成金を支給するとともに、障害者雇用の特色ある優れた取組を行う事業主の顕彰を行う。

一方、中小企業の人材確保の支援として、人材確保に悩む中小企業へのコンサルティングの実施や最適な公的支援メニューの提供、業界団体を通じた各業界特有の課題に対応した支援、中小企業と外国人材との交流支援、中小企業の魅力発信、中小企業の人材戦略構築及び中核人材採用支援などの事業を展開する。

加えて、「東京都地域人材確保総合支援事業」では、区市町村等の行う中小企業の人材確保に向けた取組を支援する。

また、令和元年12月に制定した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第91号）」及び令和2年度に策定したソーシャルファームに係る指針に基づき、ソーシャルファームの創設及び活動を支援する。

(2) 適正な労働環境の確保

個別化・複雑化する労使間のトラブルに対応するため、「労働相談情報センター」において、労働相談事業を実施する。「東京都ろうどう110番」において都民からの電話相談に集中的に対応するとともに、平日・夜間及び土曜日の来所相談等を行うほか、LINEコール（通話機能）を活用した電話相談事業を実施する。

令和4年10月に開設した「労働相談情報センター多摩事務所」においては、多摩地域の自治体等に設置したテレビ会議システムによる遠隔相談を行うとともに、オンライン労働相談の着実な実施と、労働法知識の普及啓発を目的としたチャットボットの回答性能の向上を図る。

また、雇用管理の適正化と労働条件の改善を図るため、各種調査等による情報の収集とともに、労働セミナーの開催や資料の発行・提供により労働関係法令の趣旨や内容等について普及啓発を行う。

テレワークの促進・定着に向けて、東京テレワーク推進センターや「テレワーク・ワンストップ相談窓口」等により活用推進を図るとともに、働き方改革に取り組む企業に対し、相談窓口や集中講座等の支援を行うことで、ライフ・ワーク・バランスを推進する。

加えて、企業における雇用環境整備の推進に向け、育児・介護等のライフイベントと仕事の両立支援に係る取組、非正規雇用労働者の待遇改善の助言を行っている。

このほか、女性活躍推進に取り組む企業等に対する支援や育業の促進、正規雇用転換後も安心して働く労働環境の整備などを推進する。

(3) 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上

東京の産業を支える中小企業の人材育成・確保を支援するため、都内を4つの地域に分け、各地域に職業能力開発センターを設置し、人材育成・確保の総合相談や各種事業を実施している。

公共職業訓練においては、IT等の成長産業分野、ものづくりや介護等の人手不足分野への人材シフトを促進するため、時代のニーズに適合した訓練科目の開発や、ハローワークや東京しごとセンターと連携した就職支援の実施により、東京の産業基盤を支える人材の育成と求職者の早期再就職に積極的に取り組んでいく。

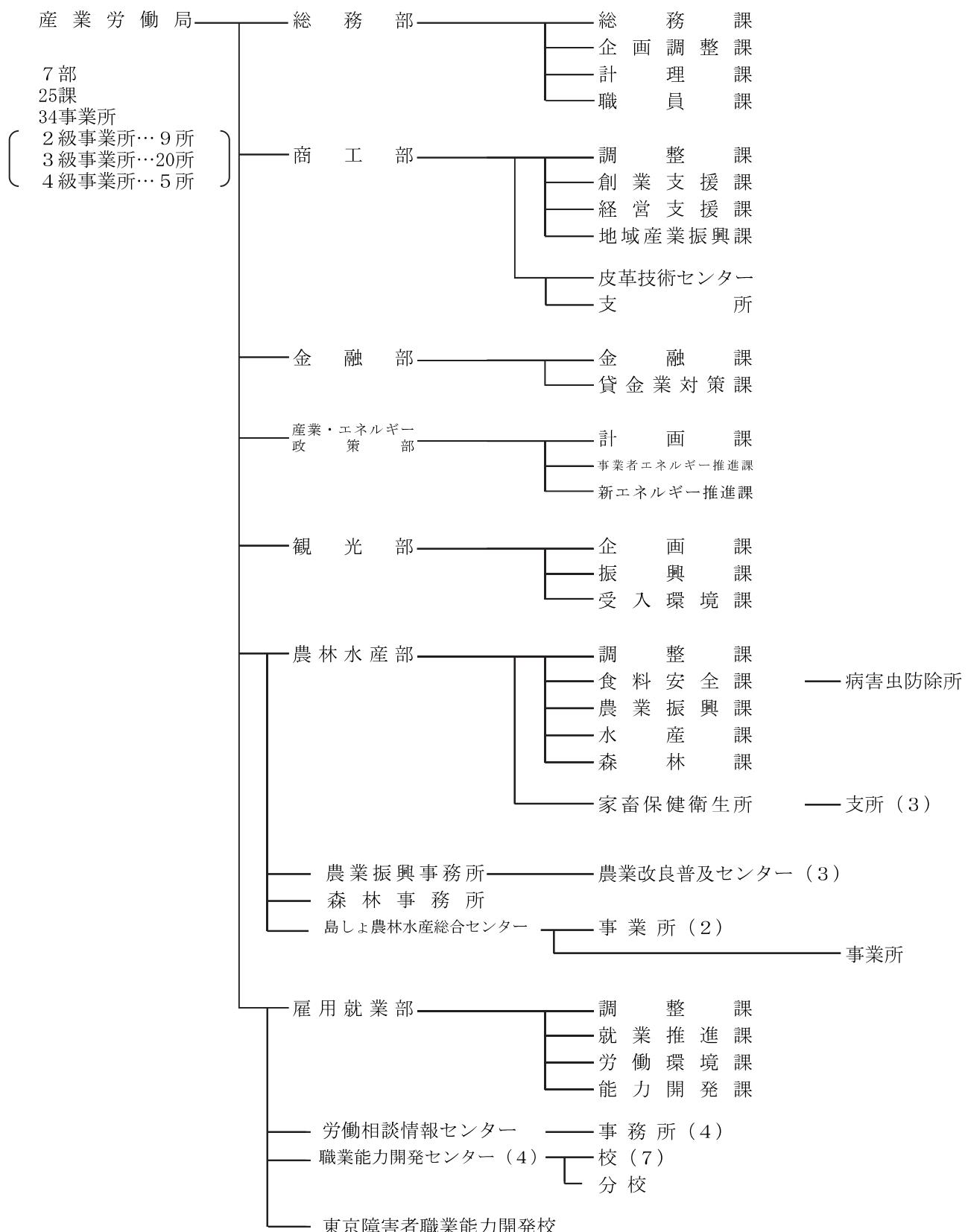
また、在職者向け訓練の実施や中小企業等の人材育成への支援を通じて、労働者のキャリア形成やリスキリングを支援する。

技能振興においては、技能者の技能向上と技能継承の強化を図るため、団体等が行う技能者向けの競技大会を支援するとともに、技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）等に出場する選手の育成・強化を実施する。

また、イベントなどの開催を通じ、伝統的な匠の技やものづくりの技能・技術の魅力を、若者を始めとする国内外の多くの人々に広く発信する。

第3 組 織

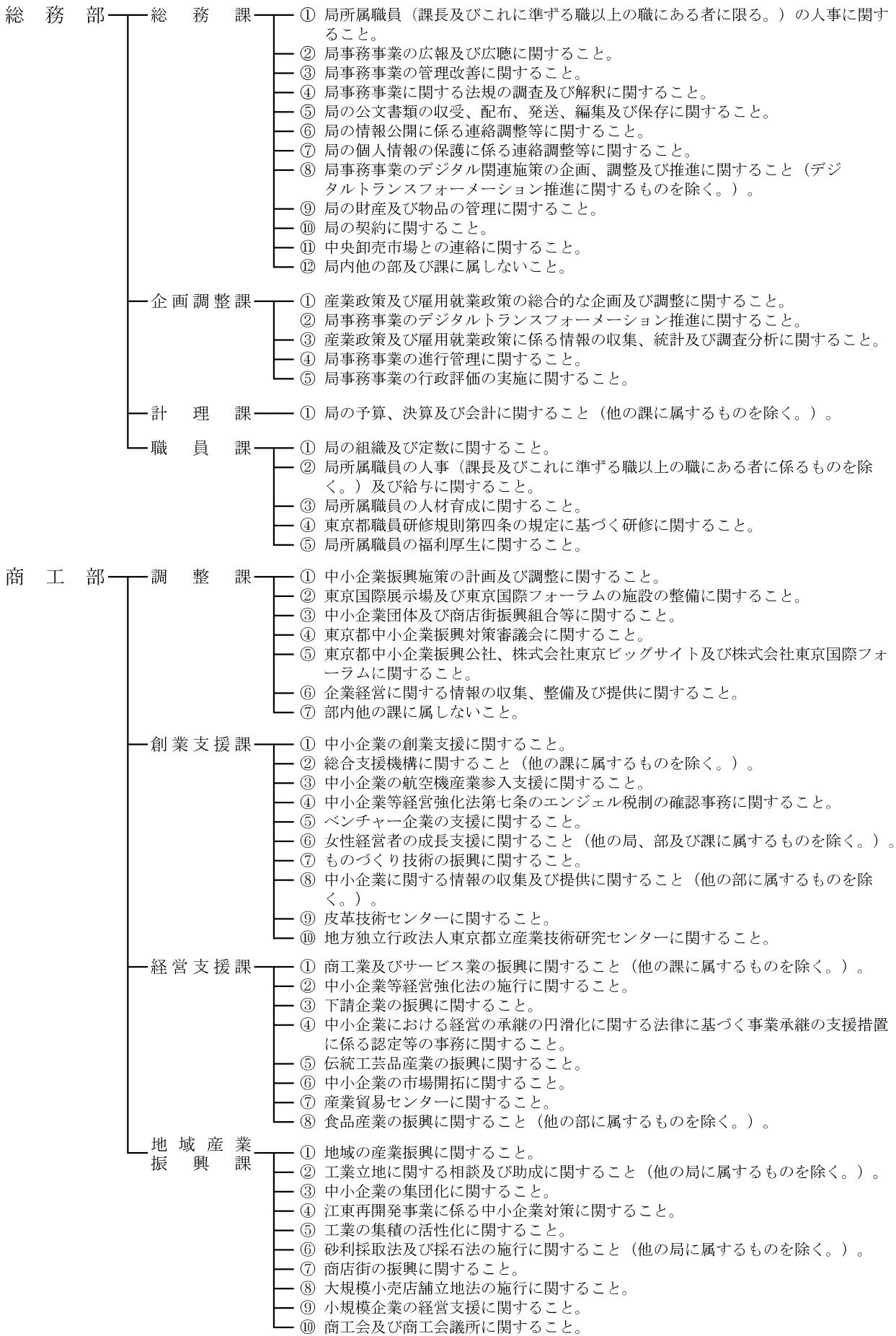
1 組織図（職員課）（令和5年8月1日現在）

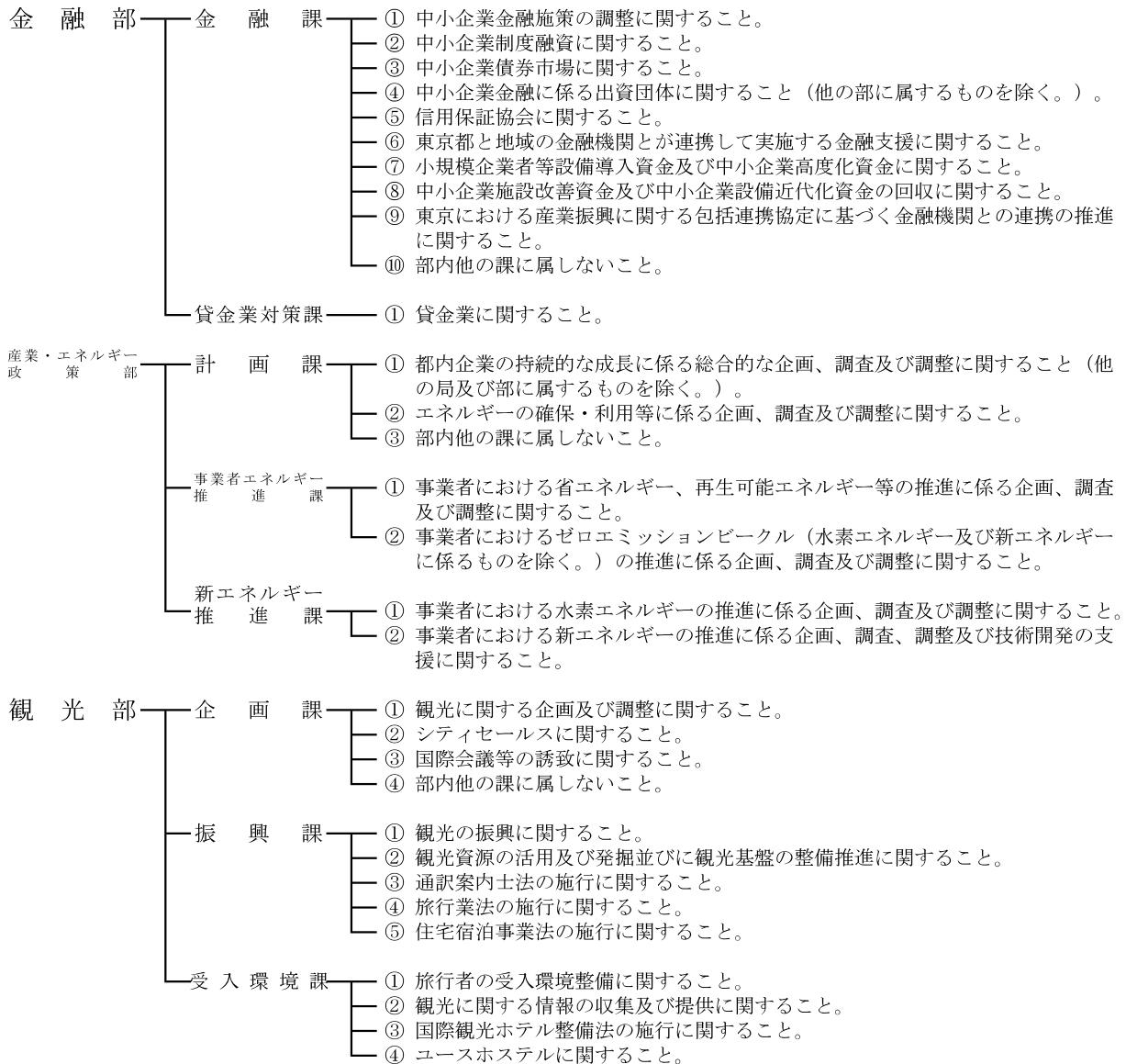


(行政委員会)

東京海区漁業調整委員会
内水面漁場管理委員会

2 分掌事務（職員課）





農林水産部	調 整 課	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業施策、農林漁業に係る自然保護施策及び食の安全安心に係る施策の計画及び調整に関する事項（他の局及び課に属するものを除く。）。 ② 農林水産業関係団体に関する事項（他の課に属するものを除く。）。 ③ 農業協同組合、農業共済組合その他農業関係団体の検査に関する事項。 ④ 水産業協同組合その他水産関係団体の検査に関する事項。 ⑤ 森林組合の検査に関する事項。 ⑥ 農林漁業の金融に関する事項。 ⑦ 農業、畜産及び林業に係る試験研究に関する事項。 ⑧ 島しよ農林水産総合センターに関する事項。 ⑨ 部内他の課に属しない事項。
	食料安全課	<ul style="list-style-type: none"> ① 食の安全安心に係る施策の計画、調整及び推進に関する事項（他の局に属するものを除く。）。 ② 食育の推進に関する事項。 ③ 東京産食材の地産地消の推進に関する事項。 ④ 食品に関する情報提供及び食品産業の支援に関する事項（他の部に属するものを除く。）。 ⑤ 農林水産業に係る環境対策に関する事項（他の課に属するものを除く。）。 ⑥ 環境保全型農業等の推進に関する事項。 ⑦ 病害虫の防除及び農薬に関する事項。 ⑧ 農作物鳥獣害対策に関する事項。 ⑨ 家畜伝染病予防に関する事項。 ⑩ 動物用医薬品等に関する事項。 ⑪ 獣医師に関する事項。 ⑫ 飼料の安全に関する事項。 ⑬ 病害虫防除所及び家畜保健衛生所に関する事項。
	農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業施策の計画及び調整に関する事項。 ② 農業委員会等に関する法律の施行に関する事項。 ③ 協同農業普及事業等に関する事項。 ④ 農地法の施行に関する事項。 ⑤ 国有農地等に関する事項。 ⑥ 農事調停に関する事項。 ⑦ 農業協同組合、農業共済組合その他農業関係団体に関する事項（他の課に属するものを除く。）。 ⑧ 農畜産物の生産及び流通に関する事項。 ⑨ 農業構造改善に関する事項。 ⑩ 都市農業の振興に関する事項。 ⑪ 山村島しよ地域の農業振興に関する事項。 ⑫ 緑化の推進に関する事項（他の局及び課に属するものを除く。）。 ⑬ 家畜の改良増殖及び飼料に関する事項。 ⑭ 種畜及び種鶏の系統維持及び配布に関する事項。 ⑮ 農畜産業の基盤整備及び環境対策に関する事項。 ⑯ 家畜人工授精師及び家畜商に関する事項。 ⑰ 土地改良法の施行に関する事項。 ⑱ 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事項。 ⑲ 小笠原諸島の農業基盤整備に関する事項。 ⑳ 農業水利に関する事項。 ㉑ 農業振興事務所に関する事項。
	水 産 課	<ul style="list-style-type: none"> ① 渔業構造改善及び漁場整備その他水産業経営改善に関する事項。 ② 渔業の調整及び取締りに関する事項。 ③ 渔獲管理制度に係る計画の策定及び実施に関する事項。 ④ 水産業協同組合その他水産関係団体に関する事項（他の課に属するものを除く。）。 ⑤ 渔船及び船籍票に関する事項。 ⑥ 遊漁船業の登録等に関する事項。 ⑦ 水産資源の保護育成及び漁場環境の保全に関する事項。 ⑧ その他水産に関する事項。
	森 林 課	<ul style="list-style-type: none"> ① 森林計画に関する事項。 ② 森林整備及び林業種苗に関する事項。 ③ 保安林、都有林及び都行造林に関する事項。 ④ 林道及び治山事業に関する事項。 ⑤ 木材の利用促進に関する事項。 ⑥ 林業構造改善事業その他林業経営改善に関する事項。 ⑦ 森林組合その他林業関係団体に関する事項（他の課に属するものを除く。）。 ⑧ 林産物に関する事項。 ⑨ 林業専門技術の調査研究及び指導に関する事項。 ⑩ 林業被害の獣害対策に関する事項。 ⑪ 森林經營管理制度に関する事項。 ⑫ 森林事務所に関する事項。 ⑬ その他林業に関する事項。

雇用就業部	調 整 課	<ul style="list-style-type: none"> ① 就業の推進、労使関係の改善、勤労者の福祉及び職業能力開発に係る施策の計画及び事業の調整に関すること。 ② 労働相談情報センター、職業能力開発センター及び東京障害者職業能力開発校に関すること。 ③ 労働相談情報センター、職業能力開発センター及び東京障害者職業能力開発校の施設の整備に関すること。 ④ 労働者協同組合に関すること。 ⑤ 部内他の課に属しないこと。
	就業推進課	<ul style="list-style-type: none"> ① 就業対策事業の実施及び連絡調整に関すること。 ② 高齢者の就業対策に関すること。 ③ 若年者の就業対策に関すること。 ④ 障害者の就業対策に関すること。 ⑤ しごとセンターの運営に係る連絡調整に関すること。 ⑥ 東京しごと財団及び城北労働・福祉センターに関すること（他の局に属するものを除く。）。 ⑦ 人材確保の支援に関すること。 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、就業対策に関すること。
	労働環境課	<ul style="list-style-type: none"> ① 労使関係の改善に係る事業の実施及び連絡調整に関すること。 ② 労働情勢に関する調査並びに資料及び情報の提供に関すること。 ③ 労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律の施行に関すること。 ④ 労働相談に関すること。 ⑤ 労使関係の自主的調整に対する援助に関すること。 ⑥ 公益通報者保護制度に係る連絡調整等に関すること。 ⑦ 勤労者福祉事業の実施及び連絡調整に関すること。 ⑧ 勤労者福祉事業を実施する団体等への支援に関すること。 ⑨ 雇用の平等に関すること。 ⑩ 雇用環境の整備の促進に関すること。 ⑪ 雇用管理の改善促進に関すること。 ⑫ 労働知識の普及啓発に関すること。 ⑬ 家内労働対策に関すること。 ⑭ 区市町村の内職行政に対する調整及び援助に関すること。
	能力開発課	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業主等が行う職業能力の開発及び向上に対する支援に関すること。 ② 職業訓練指導員試験及び免許に関すること。 ③ 事業主等が行う職業訓練の認定、指導及び援助に関すること。 ④ 職業能力検定に関すること。 ⑤ 職業能力開発に係る国際協力に関すること。 ⑥ 都の職業能力開発行政の調査に関すること。 ⑦ 技能の振興及び技能者の地位の向上に関すること。 ⑧ 公共職業訓練の実施に関すること。 ⑨ 職業能力開発事業の普及に関すること。 ⑩ 地域における職業能力開発の推進に関すること。 ⑪ 地域の人材育成及び人材確保の支援に関すること。 ⑫ 職業訓練の科目的開発及び民間委託に関すること。 ⑬ 職業訓練の技術指導及び効果測定に関すること。 ⑭ 職業訓練指導員等の研修に関すること。

3 附属機関（職員課）

令和5年8月1日現在

	設置目的	設置根拠	組織（委員構成）	委員の任期	所管部課
東京都中小企業振興対策審議会	中小企業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、知事の諮問に応じ、中小企業の振興対策の基本方針に関すること等を審議し答申する。	東京都中小企業振興対策審議会条例	学識経験者 16名以内 業界代表者 20名以内 行政機関 4名以内	2年	商工整部課
東京都中小企業調停審議会	分野調整及び協同組合等の行う団体協約に関する重要事項を調査審議するほか、団体協約に関するあっせん・調停に係る審議を行い、答申する。	東京都中小企業調停審議会条例	学識経験者 7名以内	2年	商工整部課
東京都大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要な事項を調査審議し、答申する。	東京都大規模小売店舗立地審議会条例	学識経験者 11名以内	2年	商工部地域産業振興課
東京都信用保証補助審査会	東京信用保証協会に対し、都が交付した補助金の使途につき、その公正妥当を期するため、知事の諮問に応じ審査し、答申する。	東京都信用保証補助審査会条例	学識経験者 10名以内	2年	金融融部課
東京都観光事業審議会	都の観光事業の振興充実を図るため、知事の諮問に応じ都の観光事業に関する基本的計画、その他重要事項を調査審議し又は意見を具申する。	東京都観光事業審議会条例	学識経験者 25名以内	2年	観光部企画課
東京都農林・漁業振興対策審議会	農林・漁業に関する生産的施設の整備、経営の改善及び技術の改良並びに農山漁民の生活水準の向上を図り、あわせて、農山・漁村の振興計画の樹立及び実施について、知事の諮問に応じ重要な事項を審議し、答申する。	東京都農林・漁業振興対策審議会条例	学識経験者等 46名以内	2年	農林水産部調整課

東京都農業共済保険審査会	農業共済組合連合会の組合員が提訴する保険に関する訴えの審査並びに農業災害の予防、防止及び共済掛金、保険業務の適正化に関する事項の調査審議を行う。	農業保険法	会長：知事 学識経験者 3名以内 組合員 3名以内 都局長 3名以内	3年	農林水産部 農業振興課
東京都森林審議会	知事の諮問に応じ、森林計画、保安林その他森林に関する重要な事項を審議し、答申する。	森林法	学識経験者等 15名以内	2年	農林水産部 森林課
東京都雇用・就業対策審議会	知事の諮問に応じ、雇用及び就業対策、職業能力の開発、労使関係の安定に関する事項を審議し、答申する。	東京都雇用・就業対策審議会条例	学識経験者 12名以内 事業主代表 6名以内 労働者代表 6名以内	2年	雇用就業部 調整課
東京都地方独立行政法人評価委員会	東京都が設立する地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行う。	東京都地方独立行政法人評価委員会条例	学識経験者 28名以内 (試験研究分科会 公立大学分科会 高齢者医療・研究分科会 都立病院分科会)	2年	商工部 創業支援課 (試験研究分科会)

4 政策連携団体等（総務課）

(1) 政策連携団体

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全序的に指導監督を行う必要がある団体

(2) 事業協力団体

事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力をを行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体

※ ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に規定する地方独立行政法人その他個別の法令により、適正かつ効率的な運営を行うための仕組みが担保されている団体を除く。

政策連携団体等

令和 5 年 8 月 1 日現在

所 管 部	政 策 連 携 团 体	事 業 協 力 团 体 (※1)
商 工 部	(公財) 東京都中小企業振興公社 (株) 東京国際フォーラム * 港湾局との共管 (株) 東京臨海ホールディングス	(株) 東京ビッグサイト
金 融 部	—	東京信用保証協会
産 業 ・ エ ネ ル ギ 一 政 策 部	* 環境局との共管 (公財) 東京都環境公社	
觀 光 部	(公財) 東京観光財団	—
農 林 水 產 部	(公財) 東京都農林水産振興財団	—
雇 用 就 業 部	(公財) 東京しごと財団	—
	主管：5 団体、共管：2 团体	2 团体

※1 政策連携団体を除く。

5 職員定数（職員課）

令和5年8月1日現在の職員定数は、次の表のとおりである。

産業労働局職員定数

令和5年8月1日現在

	計	事務系	技術系	技能 労務系
総 計	1,390	842	518	30
総務部	94	92	2	-
商工部	137	131	6	-
金融部	40	40	-	-
産業・エネルギー政策部	64	50	14	-
観光部	68	68	-	-
農林水産部	138	53	85	-
雇用就業部	128	114	14	-
皮革技術センター	16	5	11	-
農業振興事務所	79	13	66	-
森林事務所	49	5	44	-
島しょ農林水産総合センター	94	10	54	30
家畜保健衛生所	28	3	25	-
労働相談情報センター	103	103	-	-
職業能力開発センター	317	146	171	-
東京障害者職業能力開発校	35	9	26	-

第4 予 算

1 産業労働局予算の概要（計理課）

(1) 局予算総括表

(単位：千円)

区分	令和5年度予算額	令和4年度予算額	増（△）減	増減率
一般会計	672,692,000	623,972,104	48,719,896	7.8%
中小企業設備導入等資金会計	514,000	609,000	△ 95,000	△15.6%
林業・木材産業改善資金助成会計	51,000	51,000	0	0.0%
沿岸漁業改善資金助成会計	48,000	48,000	0	0.0%
合計	673,305,000	624,680,104	48,624,896	7.8%

(2) 一般会計歳入歳出予算総括表

(単位：千円)

区分	令和5年度予算額	令和4年度予算額	増（△）減	増減率
歳出額	672,692,000	623,972,104	48,719,896	7.8%
歳入額	292,323,206	191,040,754	101,282,452	53.0%
内訳	分担金及負担金	268,002	105,017	162,985 155.2%
	使用料及手数料	539,470	498,053	41,417 8.3%
	国庫支出金	7,711,175	10,122,887	△ 2,411,712 △ 23.8%
	財産収入	1,063,150	1,253,062	△ 189,912 △ 15.2%
	繰入金	69,947,265	34,609,470	35,337,795 102.1%
	諸収入	209,719,144	140,158,265	69,560,879 49.6%
	都債	3,075,000	4,294,000	△ 1,219,000 △ 28.4%
一般財源充当額	380,368,794	432,931,350	△ 52,562,556	△ 12.1%

注1：令和4年度一般会計歳出予算額には同時補正予算（21,067,078千円）を含む（次頁も同様）。

注2：令和4年度一般会計歳入予算額には同時補正予算（4,160,000千円）を含む（次頁も同様）。

注3：令和4年度一般会計歳出予算額には以下の補正予算（92,219,096千円）を含まない（次頁も同様）。

二定補正 21,614,391千円、三定補正 45,244,221千円、四定補正 24,714,584千円、

最終補正 645,900千円

注4：令和4年度一般会計歳入予算額には以下の補正予算（△10,823,070千円）を含まない（次頁も同様）。

二定補正 3,030,058千円、三定補正 6,452,871千円、四定補正 13,370,473千円、

最終補正 △33,676,472千円

注5：令和5年度一般会計歳出予算額には以下の補正予算（8,464,000千円）を含まない（次頁も同様）。

二定補正 8,464,000千円

注6：令和5年度一般会計歳入予算額には以下の補正予算（8,464,000千円）を含まない（次頁も同様）。

二定補正 8,464,000千円

注7：本頁には環境局移管分を含む（次頁も同様）。

(3) 対策別予算

(単位:千円)

事項名	令和5年度予算額 <繰越明許費> (債務負担行為)	令和4年度予算額 <繰越明許費> (債務負担行為)	増(△)減	増減率
I 中小企業対策	483,080,217 (135,464,149)	488,234,333 (82,322,982)	△ 5,154,116 (53,141,167)	△ 1.1% 64.6%
一般会計	482,566,217 (135,464,149)	487,625,333 (82,322,982)	△ 5,059,116 (53,141,167)	△ 1.0% (64.6%)
特別会計	514,000	609,000	△ 95,000	△ 15.6%
1 経営革新支援	1,120,876	1,110,647	10,229	0.9%
2 経営安定支援	9,482,385	8,593,868	888,517	10.3%
3 販路開拓支援	19,917,756	34,704,492	△ 14,786,736	△ 42.6%
4 ネットワークづくり支援	(39,379,754)	(2,289,575)	(37,090,179)	(1,620.0%)
5 技術支援	1,930,460	1,358,897	571,563	42.1%
6 創業支援	20,469,071 (328,749)	15,640,531 (280,165)	4,828,540 (48,584)	30.9% (17.3%)
7 地域工業活性化	7,037,203	5,841,701	1,195,502	20.5%
8 地域商業活性化	(5,008,020)	(1,168,435)	(3,839,585)	(328.6%)
9 総合的支援	19,905,310	11,487,948	8,417,362	73.3%
10 試験研究機関	(1,377,013)	(171,685)	(1,205,328)	(702.1%)
11 金融支援	8,901,160	8,608,433	292,727	3.4%
中小企業設備導入等資金の貸付 (特別会計)	384,326,000 (89,370,613)	390,755,469 (78,413,122)	△ 6,429,469 (10,957,491)	△ 1.6% (14.0%)
II 産業・エネルギー対策	514,000	609,000	△ 95,000	△ 15.6%
1 産業・エネルギー政策の企画・調整等	58,461,865 (890,180)	36,704,192 (0)	21,757,673 (890,180)	59.3% (皆増)
2 首エネルギー施策の推進	1,628,319 (290,180)	0 (0)	1,628,319 (290,180)	皆増 (皆増)
3 再生可能エネルギー施策の推進	3,957,635	463,820	3,493,815	753.3%
4 エネルギーマネジメントの推進	4,956,738	2,467,336	2,489,402	100.9%
5 水素・新エネルギー施策の推進	5,039,734	158,233	4,881,501	3,085.0%
6 ZEVの普及促進	12,117,336 (600,000)	634,227 (0)	11,483,109 (600,000)	1,810.6% (皆増)
III 観光産業対策	30,762,103	32,980,576	△ 2,218,473	△ 6.7%
1 外国人旅行者誘致の新規的な開拓	26,364,000 (50,000)	20,407,172 (0)	5,956,828 (50,000)	29.2% (皆増)
2 MICE誘致の推進	7,482,106	5,580,166	1,901,940	34.1%
3 魅力を高める観光資源の開発	4,160,679	3,700,770	459,909	12.4%
4 受入環境の充実	5,295,029	2,724,382	2,570,647	94.4%
5 人材の育成・活用	6,773,184 (50,000)	6,139,304 (0)	633,880 (50,000)	10.3% (皆増)
6 推進体制の構築	839,615	823,839	15,776	1.9%
IV 農林水産対策	1,813,387	1,438,711	374,676	26.0%
1 農業経営の安定	29,524,965	22,842,401	6,682,564	29.3%
2 林業経営の安定	<1,748,000> (1,688,565)	<1,285,000> (449,554)	<463,000> (1,239,011)	<36.0%> (275.6%)
3 水産業経営の安定	29,425,965	22,743,401	6,682,564	29.4%
4 緑化の推進	<1,748,000> (1,688,565)	<1,285,000> (449,554)	<463,000> (1,239,011)	<36.0%> (275.6%)
5 農林災害復旧	12,861,994 (934,509)	8,733,147 (261,991)	4,128,847 (672,518)	47.3% (256.7%)
6 小笠原諸島の振興	8,255,870	8,499,214	△ 243,344	△ 2.9%
林業・木材産業改善、沿岸漁業改善の各資金の貸付 (特別会計)	4,758,782 (189,265)	2,373,335 (38,785)	2,385,447 (150,480)	100.5% (388.0%)
7 農業経営の安定	2,208,000	2,155,369	52,631	2.4%
8 林業経営の安定	<841,000> (168,300)	<895,000> (18,288)	<△ 54,000> (150,012)	<△ 6.0%> (820.3%)
9 水産業経営の安定	1,093,319 (183,417)	734,336 (0)	358,983 (183,417)	48.9% (皆増)
V 雇用就業対策	99,000	99,000	0	0.0%
1 雇用・就業の促進	61,468,818 (8,738,751)	43,638,850 (2,968,924)	17,829,968 (5,769,827)	40.9% (194.3%)
2 適正な労働環境の確保	34,017,366 (0)	22,640,400 (25,236)	11,376,966 (△ 25,236)	50.3% (皆減)
3 職業能力の開発・向上	12,152,852	9,007,554	3,145,298	34.9%
VI 人件費等	15,298,600	11,990,896	3,307,704	27.6%
1 産業政策の立案	(8,738,751)	(2,943,688)	(5,795,063)	(196.9%)
2 人件費等	14,405,135	12,853,156	1,551,979	12.1%
合計	1,573,000	1,156,912	416,088	36.0%
一般会計	12,832,135	11,696,244	1,135,891	9.7%
特別会計	673,305,000 (146,831,645)	624,680,104 (85,741,460)	48,624,896 (61,090,185)	7.8% (71.2%)
合計	672,692,000 (146,831,645)	623,972,104 (85,741,460)	48,719,896 (61,090,185)	7.8% (71.2%)
特別会計	613,000	708,000	△ 95,000	△ 13.4%

(参考)

・令和5年度予算（令和5年8月1日現在）

(単位：千円)

区分	当初予算額	二定補正	計
中小企業対策	482,566,217		482,566,217
産業・エネルギー対策	58,461,865	8,464,000	66,925,865
観光産業対策	26,364,000		26,364,000
農林水産対策	29,425,965		29,425,965
雇用就業対策	61,468,818		61,468,818
産業政策	1,573,000		1,573,000
人件費等	12,832,135		12,832,135
合計	672,692,000	8,464,000	681,156,000

・令和4年度予算

(単位：千円)

区分	当初予算額	同時補正	二定補正から最終補正まで	計
中小企業対策	467,701,717	19,923,616	41,262,855	528,888,188
産業・エネルギー対策	36,280,993	423,199	31,154,298	67,858,490
観光産業対策	20,407,172	0	16,444,924	36,852,096
農林水産対策	22,602,504	140,897	1,568,454	24,311,855
雇用就業対策	43,059,484	579,366	1,342,410	44,981,260
産業政策	1,156,912	0	168,120	1,325,032
人件費等	11,696,244	0	278,035	11,974,279
合計	602,905,026	21,067,078	92,219,096	716,191,200

※1 当初予算額には同時補正を含まない。

※2 本頁には環境局移管分を含む。

2 令和5年度東京都予算の概要（計理課）

(1) 財政規模

(単位：億円)

区分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
一般会計	80,410	78,010	2,400	3.1%
特別会計	62,782	58,382	4,400	7.5%
公営企業会計	17,629	17,547	82	0.5%
合計	160,821	153,939	6,882	4.5%

(2) 歳入

(単位：億円)

区分	令和5年度	構成比	令和4年度	構成比	増減額	増減率
都税	62,010	77.1%	56,308	72.2%	5,702	10.1%
地方譲与税	672	0.8%	492	0.6%	180	36.6%
国庫支出金	3,881	4.8%	7,422	9.5%	△ 3,541	△ 47.7%
繰入金	5,016	6.2%	5,673	7.3%	△ 656	△ 11.6%
都市債	2,908	3.6%	2,946	3.8%	△ 38	△ 1.3%
その他の収入	5,923	7.4%	5,170	6.6%	753	14.6%
合計	80,410	100.0%	78,010	100.0%	2,400	3.1%

(3) 目的別歳出

(単位：億円)

区分	令和5年度	構成比	令和4年度	構成比	増減額	増減率
福祉と保健	15,384	25.9%	17,019	29.1%	△ 1,635	△ 9.6%
教育と文化	11,980	20.2%	11,724	20.1%	255	2.2%
労働と経済	6,963	11.7%	6,155	10.5%	808	13.1%
生活環境	3,205	5.4%	2,408	4.1%	797	33.1%
都市の整備	8,913	15.0%	8,424	14.4%	489	5.8%
警察と消防	9,218	15.5%	9,115	15.6%	102	1.1%
企画・総務	3,691	6.2%	3,562	6.1%	129	3.6%
(小計)	59,354	100.0%	58,407	100.0%	947	1.6%
公債費・税運動経費等	21,056	—	19,602	—	1,454	7.4%
合計	80,410	—	78,010	—	2,400	3.1%

注：各表の計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計及び小計欄の数字は各欄の合算と一致しない場合がある。

第5 広報・広聴

1 広報（総務課）

産業労働局で行っている各種の事業を都民に広く周知するために、広報誌・パンフレットなどの印刷物、テレビ・ラジオ、インターネット（ホームページ、動画及びSNS）など、様々な媒体（メディア）を利用して広報活動を行っている。

(1) 印刷媒体

中小企業施策及び雇用就業施策の総合案内誌として、「働くあなたと中小企業経営者のための支援ガイド」（総務部）を発行している。

また、各部・所で広報誌、パンフレットなどを作成している。（各部で発行している広報誌の主なもの：「とうきょうの労働」（雇用就業部））

(2) インターネット

「産業労働局ホームページ」において局事業のPRを行い、報道発表資料や調査・統計資料など、分野別にまとめて提供している。また、各分野ごとにページを開設し、事業の紹介や優れた技術をもつ中小企業や観光スポット、東京の農林水産物の紹介、労働に関する知識などの情報を提供している。

【各ホームページURL】

- ・ 産業労働局ホームページ

- https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/

- ・ TOKYOはたらくなネット（東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト）

- https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/

- ・ GO TOKYO（東京の観光公式サイト）

- https://www.gotokyo.org/jp/

- ・ とうきょうの恵み TOKYO GROWN（東京の農林水産総合サイト）

- https://tokyogrown.jp/

(3) 報道発表

都庁記者クラブ20社（令和5年4月現在）に対して、令和4年度に報道発表した件数は、815件である。

2 広聴（総務課）

都民からの意見や要望などの声を局事業に反映させることを目的として、広聴活動を行っている。

(1) 都民の声窓口の設置

総務部総務課広報担当を産業労働局都民の声窓口とし、苦情及び要望等について、所管課や事業所をはじめ、政策企画局戦略広報部企画調整課や各局とも連携を図りながら、迅速な対応に努めている。

(2) 意見募集

事業の計画策定段階等で都民からの意見募集を行い、政策立案に反映させていく。

また、都政モニターアンケートを活用し、都民の声を収集し、事業に反映させている。

第6 職員研修

産業労働局は、東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、局事業の重要な課題に積極果敢に挑戦し、豊かな実務処理能力と高い専門性を持って、東京の活性化に取り組んでいく人材を育成していく必要がある。

このため、令和5年度の研修については、中央研修の基本方針を踏まえ、局独自のニーズを織り込みながら、職員の職務遂行能力の向上を目指し、実施していく。また、研修効果の向上や柔軟で多様な働き方を推進する観点から、実施方法等について柔軟に対応していく。

1 基本目標（職員課）

- (1) 職員一人ひとりの資質及び専門・実務能力の向上を通じ、局事業の円滑な遂行に寄与する職員を育成する。
- (2) 複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対処できるよう、マネジメント力、企画力、説明能力及び問題解決能力をもって行動できる職員を育成する。
- (3) 都民サービスの最前線に立つ職員として、都民満足度の高いサービスが提供できるよう、サービス意識・能力の向上を図る。
- (4) 人材育成の面で着実な成果を上げるために、さらなるOJTの活性化・定着化を推進していくとともに、職務の能率、質の向上に資する知識及び能力の自主的な習得を目指し、自己啓発の更なる促進を図る。
- (5) 緊急性、即応性の面から効果的・効率的な研修の実施を目指し、研修規模や内容の見直しを行い、短期間でかつ充実した研修の実施に努める。
- (6) 総務局人事部や他局との連携と協力を進めるとともに、行政系職員、現業系職員、会計年度任用職員など、職員の職務の多様性に対応した研修機会の確保に努める。
また、関係団体の固有職員についても、研修生として受け入れ、関係団体の人材育成を支援する。

2 計画の内容（職員課）

- (1) 現任、管理・監督者研修等
各職層の職員に期待される役割及び責任を踏まえ、新任、1級職、主任級、課長代理級、統括課長代理級、管理者等それぞれの職層に応じた研修を実施する。
- (2) 課題研修
「東京都人権施策推進指針」に基づき、都職員に必要な人権感覚を身に付ける「人権研修」、都職員が遵守すべき法令、方針、各種ルールを身に付ける「コンプライアンス推進研修」等を、全職員を対象として実施し、職員の一層の理解と認識を深める。

(3) 実務研修

職員が身に付けておくべき職務に関する実務・専門的知識を付与し、職務能力の向上を図る。

文書事務、契約事務、広報事務等の各科目を実施するほか、各所属においても必要な研修を実施する。

(4) 派遣研修

国や民間の研修機関等へ職員を派遣し、必要とする専門的な知識や技術の取得を図る。

(5) 職場内研修（OJT）

職場での日常の職務の遂行を通して、各職場の管理・監督者が、計画的・効果的に実施する。

(6) 自主研修

資格取得やスキルアップなどを支援する自己啓発支援制度を活用し、職員の自主的な能力開発を促進するとともに、自己啓発を促進する風土づくりを進める。

(7) 関係団体職員の研修受入

局事業に深く関わりのある政策連携団体等に対し、研修情報の提供及び受講の受入れを行う。

3 令和4年度研修実績（職員課）

局研修については、410回実施し、延べ4,417名が受講した。

4 令和5年度研修実施計画（職員課）

研修区分別の計画は以下のとおり。

研修区分	回数	研修人員	対象者・内容等
新任研修	2	60	新規採用職員
現任研修	12	535	1、2級職員、転入職員、島しょ勤務職員 他
管理・監督者研修	6	135	課長代理・統括課長代理級職員、部・課長級職員
派遣研修	175	534	国、民間の研修機関等への派遣研修
課題研修	25	1,680	人権、コンプライアンス推進 他
専門・実務研修	389	2,842	文書事務、契約事務、各所属実施研修 他
その他の研修	61	290	他局委託研修 他
合計	670	6,076	